

中根台中学校の部活動に係る活動方針

令和7年4月1日改訂

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの上限及び1週間当たりの上限は、次の通りとする。
 - ・平日は1日当たり2時間を上限とする。
 - ・休日（土・日）は1日あたり3時間を上限とする。
 - ・週の合計は11時間を上限とする。
 - ・長期休業中においても同様とする。
- 上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）を設定する。
- 休日に、練習試合や大会等により、上限を超えて活動した場合は、他の休日に休養日を振替える。

イ 朝の活動の原則禁止

- 原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。
- 特例として朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。（特例の場合とは、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合に限る）

ウ 休養日の設定

- 週の合計として2日以上の休養日を設ける。
 - ・平日は週あたり1日以上の休養日を設ける。
 - ・休日（土・日）はどちらか1日以上の休養日を設ける。
 - ・大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。
- 総合体育大会及び新人体育大会において市の代表として次の大会へ選ばれた場合、その大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 長期休業中は、1週間以上連続した期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、原則として夏季休業中及び年末年始の閉庁期間は部活動を行わない。
- 定期テストの実施前3日間を、学校全体の部活動休養日とする。ただし、定期テスト等の実施前3日間や定期テスト後に大会等がある場合は、生徒の心身の状況を確認した上で活動を認める場合がある。

(2) 学校単位で参加する大会の見直し

ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等（記録会を含む）について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、生徒の体力的・精神的に大会参加数が過多ではないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、入退部は任意である。
- 部活動の企画・運営が、生徒の主体的なものになるよう、可能な限り、生徒が自ら立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- 父母と教師の会から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、父母と教師の会への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮する。
- 地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

ウ 部活動顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等を通し、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

ア 部活動顧問対象研修の設定

- 特に競技・指導経験のない部顧問に対して、教育委員会等と連携して必要な研修の機会を設定する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 科学的知見に基づき計画的に休養日を設定する。また、過度の練習が必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解する。
- 部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。
- 暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外での活動を原則として行わない。

エ 事故・体罰・ハラスメントの防止

- 事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針の策定

- 県運営方針」及び「市活動方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部活動顧問は、計画表及び実績表を作成し、学校HPで公表する。
 - ・年間活動計画には活動日、休養日、大会参加日時等を記す。
 - ・毎月の活動計画には、活動時間・場所、休養日、大会参加日時等の計画を記す。
 - ・毎月の実績報告には、活動時間・場所、休養日、大会参加日時等の実績を記す。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行い、家庭での時間の確保や地域での活動を含めた活動を同時に経験できるようにする。

イ 誰もが参加できる活動の工夫

- スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域展開の推進

ア 段階的な地域展開

- 令和6年度から、教育委員会と連携し、部活動を休日から段階的に地域移行を目指す。
- 中学校について令和5年度から7年度までを地域展開の改革集中期間とする国の提言を踏まえ、令和7年10月を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなる（当面は運動部のみ）ことを目指す。

イ 活動時間の削減等

- 活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。併せて、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。
- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加することに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

ウ 地域展開と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 本校の定める「部活動適正化計画」に基づき、部活動数の精選を行っていくとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

イ 部活動指導員の活用

- 教育委員会と連携し、部活動指導員を活用する。

ウ 休養日の振替の徹底

- 「1－(1) 適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営や役員業務の見直し等

- 大会の組み合わせや打合せ会議について、中体連と連携し、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化にするなどの改善を図る。